

経

|               |       |         |
|---------------|-------|---------|
| No.           |       | 1131    |
| 学 生           |       | 社会人・院 生 |
| ( 単 独 ・ 共 同 ) |       |         |
| 学 籍           | 4 年 生 | 年 生     |
| 年 令           | 20 才  | 才       |

第 5 2 回

学生の部      佳作

(論題) 日本経済の競争力について

山田   佳美   東京経済大学経営学部 4 年

## 本文要旨

### 「中小企業の競争力強化と金融機関の規制の関係性 ～中小企業向け貸出の実証分析～」

現在、日本経済は不安定期にある。金融危機から派生した景気低迷は、アジア諸国の台頭による輸出増加によって回復していたが、円高の影響や競争の激化などにより、回復幅は鈍化している。そのような浮き沈みの激しい不安定な経済状況の中で、日本経済が競争力を身につけ成長するために重要な存在が中小企業である。中小企業は、高い技術を持って積極的に新市場の開拓を行っており、その存在感はましている。しかし中小企業は、我が国において信用力や資本が乏しく、設備投資や運転資金において金融機関との取引が必要になる。近年、設備投資の減少などから金融機関の中小企業向け貸出は減少していたが、低下傾向にあった設備投資や運転資金の需要は2009年に入ってから足元で上昇しており、「新製品・製品高度化」を目的とした将来の成長に向けた投資を考えている中小企業は多い。そのため、今後資金需要が増加する可能性は高い。そんな中、金融危機の反省からBIS規制の強化が行われることになった。過去にBIS規制が強化された時、日本の金融機関は基準を満たすために貸出を減少させ、国債保有を増加させたと言われている。そのためBIS規制が強化される場合、資金需要が今後増加しても、金融機関がそれに応えることが難しくなる可能性がある。実際に実証研究を行った結果、①貸出や国債はBISと深い関係にあり、②貸出と国債は代替関係にあることがわかった。このことから、今後規制強化によって、企業側の資金需要の増加に対応できなくなるだけでなく、金融機関自体の存続にも影響を与える可能性がある。そのため金融機関は、海外進出をする中小企業への多面的な支援を行い、中小企業の成長を通して利益を確保し、自己資本を蓄えることが必要となると考える。中小企業の躍進を通して日本経済の競争力が強化し、成長するためにも、金融機関は黒子的な存在としてサポートすることが求められる。

(文字数：794文字)

## 目次

### 1章 はじめに

### 2章 日本経済の現況と貸出の関係性

### 3章 新 BIS 規制と金融機関への影響

#### 3-1 金融危機の反省と新 BIS 規制

#### 3-2 従来のBIS規制が日本の金融機関に与えた影響

#### 3-3 新 BIS 規制による、我が国金融機関への影響

### 4章 実証分析

#### 4-1 仮説と実証方法

#### 4-2 実証結果

### 5章 金融機関の今後の考察

### 6章 おわりに

## 第1章 はじめに

現在、日本経済は不安定期にある。世界金融危機から波及した景気低迷は、アジア諸国への輸出増加をはじめとした外需主導で回復に向かっていた。2008年に赤字であった貿易収支はアジア向けの輸出増加によって2009年2月以降黒字に転じ、同年10月には前年比経常利益は全産業で102.2%と回復した。しかし、為替市場の戦後最高値にならぶ79円という円高の影響もあり、2010年の中頃には製造業の業績回復が鈍化し、現在も回復の幅は小さい。また、アジア市場における競争の激化も、景気回復の鈍化の要因の一つである。日本総研は、2000年から2008年にかけて中国における新規参入企業が、製造業で58万社、非製造業<sup>1</sup>で103万社増加したことを伝えている。

このような不安定な外需主導の経済状況の中で、日本経済が海外市場での競争力を身につけ成長するために注目したのが中小企業である。高い技術力を持つ日本の中小企業は、現在、積極的に現地法人の設置や輸出という海外進出<sup>2</sup>を行っている。経済産業省によれば、海外現地法人を設立する企業における中堅中小企業のシェアは増加しており、現在は24%となることを伝えている。中小企業が海外進出を行う際、「自社製品に自信があり、現地市場の開拓」を目的とする積極的な中小企業が多い<sup>3</sup>。また、近年、韓国や台湾などの技術力が向上する中で、新しい技術や製品の開発に向けた設備投資を行う動きも見られる。2008年から低下していた設備投資額は2009年から少しずつ回復傾向あり、設備投資における海外投資比率も増加している。このような現地法人の設置や設備投資などを行う際、日本の中小企業は、信用力や資本の乏しさから、金融機関に資金調達を依存していると従来から言われている。

しかし現在、金融機関の貸出額は減少している。日本銀行は、「設備投資の減少などによる資金需要の低下」が理由の一つであると述べている。たしかに、企業の設備投資額などが回復したのは2009年に入ってからであり、経済状況が不安定にある中では内部留保などを蓄積し、金融機関からの借入を控えると考えられる。しかし今後、海外現地法人の設置や設備投資などの投資を中小企業が積極的に行うと考えられ、それに

伴って資金需要も増加すると考えられる。一方で、今後、金融機関における規制強化によって、資金供給側の要因から貸出が低下する可能性がある。金融危機の反省から世界的に金融機関に対する規制強化を求める声が大きくなり、2010年9月に自己資本比率規制（BIS規制）の強化が決定した。このような規制強化は「現在の自己資本が海外勢と比べて相対的に薄い日本の銀行にとっては厳しい」ものであると全国銀行協会の奥会長は述べている。実際、過去にBIS規制が強化された時にも日本の金融機関は基準を満たすために苦勞をし、またその基準を満たすために貸出を低下させ、その代替として国債保有を増加させたとも言われている。

そのため本稿では、以上のような問題意識の下で、銀行の中小企業向貸出を中心に、BIS規制が過去にどのような影響を与えたのかを分析することで、今後の規制強化が金融機関に与える影響を考察する。今後、中小企業がアジア市場での競争力を強化させるために資金需要を増加させた時、金融機関が規制によって影響を受けた場合、十分な資金供給が行えない可能性があるからだ。

本稿の結論としては以下の通りである。第一に、中小企業における資金需要は低下しているが、2009年に入って足元で上昇しており、今後増加する可能性がある。第二に、BIS規制が、資金供給者である金融機関の貸出行動へ与えた影響は大きく、貸出の代替として国債保有の上昇を促した可能性があること。第三に、今後の規制強化によって、中小企業の資金需要に応じることが難しいだけでなく、貸出と代替関係にある国債を保有することも限界にあり、金融機関にとって四面楚歌の状況に陥る可能性があること。第四に、規制強化の中で金融機関は中小企業の技術内容を適正に判断し、資金や情報を発信するというサポートを行うことで、日本経済の競争力強化を下支えすることが必要であることである。

本稿の構成は以下の通りである。次章では現在の日本経済の状況と貸出低下の関係性をまとめ、第3章では2010年9月に発表されたBIS規制強化の概略と日本の金融機関への影響を考察し、第4章では実際に過去に規制が金融機関の貸出行動に与える影響を実証分析する。加えて、企業側が貸出にどのような影響を与えているのかを実証分析する。そし

て第5章では第4章で行った分析をもとに、今後の金融機関のあるべき姿を考察し、第6章を結びとする。

## 第2章 日本経済の現況と貸出の関係性

前章でも述べたように、我が国の経済はアジア諸国への輸出など、外需主導によって回復していた。しかし、円高の影響<sup>4</sup>やアジア市場における競争激化などによって回復の幅は鈍化し、現在も回復は低水準にある。そんなアジア市場に、我が国の中小企業は積極的に進出している。経済産業省によれば、本社規模別にみた現地法人企業数は、2004年度から2008年度にかけて、中堅企業で655社、中小企業で775社増加しており、中堅・中小企業のシェアは、2000年度から約19%から24%まで拡大していると伝えている。現地法人の設立をはじめとした海外進出を行う中小企業は、これまでに培った技術力や製品を武器にしていることが多い。中小企業白書によれば、中小企業が海外進出を行うきっかけとして最も多い理由は「自社製品に自信があり、海外市場で販売しようと考えた」というものであった<sup>5</sup>。このような技術力を持った中小企業は日本経済にとって大変重要なものである。安楽城（2008）は日本経済に中小企業が与える影響は大きく、「21世紀の日本企業を活性化させる重要な切り札である」と論じている。

積極的な海外進出をはじめとした中小企業の存在感が強まる中で、従来から我が国の中小企業は信用力や資本が乏しく、設備投資や常時の企業活動において、金融機関（主に銀行）との取引が必要であると言われている。福田・粕谷・中島（2005）は、「一般に、中堅・中小企業は、潜在的な成長可能性が高い企業が多い反面、財務内容が脆弱な企業も少なくない。このため、中堅・中小企業にとって銀行との取引関係はきわめて重要である」と論じている。しかし現在、日本の金融機関における貸出額は低下している。図1は金融機関における貸出合計と中小企業向け貸出の推移を表したものである。それによれば、両者とも一時上昇したが、2009年中ごろから低下傾向にあることがわかる<sup>6</sup>。これに対して日本銀行は、「銀行貸出の低迷は、企業の運転資金と設備資金の需要の

弱さが続いていることが要因」と述べている。また、「企業が手元資金を厚めに保有していることも要因にある」と述べている。海外進出を行う中小企業も同様の事がいえる。海外進出をする中小企業は現地での資金調達が難しいため、資金調達を日本にある本社からの資金送金に依存している（図 2）。また、現地での資金調達の困難さから、稼いだ資金を緊急に備えて内部留保として留めておくことが多い。（図 3）

しかし、2008 年から前年同期比で低下傾向にあった設備投資や運転資金の需要は、2009 年から少しずつ上昇している（図 4、図 5）。ものづくり白書によれば、2010 年度の設備投資の目的として、国内外で「新製品・製品高度化」や「維持・補修」、「能力増強」が多く、市場の回復や成長の状況に応じて投資を行う動きが見られる。今後、アジア市場など海外で競争する企業が投資を行う可能性は高い。

そのような資金需要の増加が期待される中、金融機関に規制強化の波が押し寄せている。金融機関の自己資本比率などに対する規制の強化である。しかし従来から、このような金融機関への規制強化が行われると、企業の資金需要とは別に、金融機関側が資金供給つまりは貸出を減少させ、その代替として国債保有を増加させる可能性があると言われている。今後、中小企業が海外進出を行う上で資金需要が増加したとき、規制強化によって金融機関が資金需要に応じられない場合、海外市場での中小企業の競争力の強化と日本経済の成長に影響与える可能性がある。そのため、次章では金融機関に押し寄せる規制強化の概要と、過去に発生した規制強化によって日本経済に与えた影響を考察する。

### 第 3 章 新 BIS 規制と金融機関への影響

前章では、現在の日本経済の状況と貸出の関係性を考察した。景気が不安定である中で中小企業の役割は重要であり、海外進出における競争力を身につける為の積極的な投資が見込まれる中で金融機関の存在は重要である。そんな中一方で、今回の金融危機の反省から金融機関への規制が強化されることになった。しかし、従来からこのような金融機関への規制強化（ここでは BIS 規制<sup>1</sup>の強化）は、我が国において貸出を

減少させる可能性があると言われている。資金需要が今後多くなる可能性がある中で、規制強化によって金融機関側が資金供給を低下させた場合、中小企業の競争力強化や日本経済の成長に影響を与える可能性がある。そのため本章では、今回の規制強化の概要と、従来に起こった規制強化時の「貸し渋り」、「貸しはがし」の問題を考察し<sup>8</sup>、今回の規制強化によって発生する可能性がある問題を論じる。

### 3-1 金融危機の反省と新 BIS 規制

金融危機の反省から、2010 年 9 月にバーゼル委員会は 2013 年から段階的に導入する新しい BIS 規制（バーゼルⅢ）を発表した。BIS 規制の算出式は「自己資本（Tier1、Tier2）/リスクアセット（保有資産をリスクで加重した金額）」である。この算出式の下で規制強化されたポイントは大きく分けて 3 つある<sup>9</sup>。第一に、自己資本比率を導出する際に分子となる自己資本の細分類化である。従来は中核的自己資本（Tier1）と補完的項目（Tier2）の二種類の分類であった。しかし、Tier1 から不足の事態による損失を吸収するのに最も有効な資本である普通株と内部留保を、新たに狭義の中核的自己資本（コア Tier1）として細分類化し、各項目で基準が設けられる。第二に、細分類化された各分類に 2.5% の資本保全バッファの上乗せが求められることである。不測の事態に発生した損失を金融機関自身で吸収するために平時に上乗せを求められる。前述した各項目の最低基準を満たしていれば国際的な営業活動は可能であるが、配当や賞与に制限がされることになる<sup>10</sup>。そして第三に、自己資本比率規制の補足となるレバレッジ規制である。これは金融機関の過度なレバレッジによる投資を抑制するための補完的な規制であり、算出式は「自己資本/（バランスシート上の総資産＋オフバランス取引残高）」となる。バランスシート上の総資産とオフバランス項目の合計に対して最低 3% のコア Tier1 を保持するように求められる。

### 3-2 従来の BIS 規制が日本の金融機関に与えた影響

BIS 規制が日本で注目されたのは 1990 年代である。1990 年代にバー

ゼル合意に基づいて銀行の BIS 規制(バーゼルⅡ)が国際的に決定した。国際業務を行う銀行は自己資本比率を 8%以上、国内業務のみを行う銀行も自己資本比率を 4%以上に保つことが必要となった。規制の内容の詳細は割合するが、規制の定義から、BIS 規制の基準を満たすためには、自己資本を大きくするか、リスクアセットの縮小を行うことが必要となる。算出式の分子である自己資本項目の中には、内部留保や有価証券の評価損益、劣後債・劣後ローンなどを算入できる。分母のリスクアセットは、その資産が持つリスクで加重した資産額の総量となる。

1990 年代初頭に我が国はバブルの隆盛と凋落を体験した。バブルの絶頂期には株価 38915 円という最高値を付け、株式を保有していた金融機関は利益を得ることができた。また、当時の貸出は土地を担保にしていることが多く、地価もバブル絶頂期には高値を付けていた。しかしバブル崩壊時には株価・地価ともに下落し、それと同時に金融機関が保有していた資産価値が低下した。加えて企業倒産の増加による不良債権の増加によって、銀行のバランスシートは劣化した。そのため金融機関の自己資本は多いに低下することとなり、BIS 規制の基準を維持するために金融機関はリスクアセットを低下させる必要があった。その結果、リスクウエイトが高い貸出を減少させ、リスクウエイトが低い国債の保有を増加させ、「貸し渋り」や「貸しはがし」の要因になったと従来から言われている。特にその傾向は中小企業のような非上場企業に多かったと言われている。福田・粕谷・中島(2005)では、「他の代替的な資金調達手段が限定的な中堅・中小企業にとって、取引先銀行のバランス・シートが悪化し、キャピタル・クランチ<sup>11</sup>などが発生すると、借入額は大きく制約されると考えられる。キャピタル・クランチが貸出の低迷を通じて設備投資にマイナスの影響を与えたことを示唆する」と論じている。

### 3-3 新 BIS 規制による、我が国金融機関への影響

以上を踏まえると、新 BIS 規制による我が国の金融機関への今後の影響は大きいと考えられる。規制が強化されることによって、自己資本比率の 2.5%の上乗せが必要となり、加えて従来自己資本に算入できた資

本が参入できなくなる。過去に BIS 規制の強化という規制強化が行われた時、金融機関は貸出を減少させ、国債保有を増加させたと言われている。しかし、今回の規制強化の一つであるレバレッジ規制によって、保有できる国債の量も制限されることとなる。そのため、金融機関は貸出を減少させると同時に、国債を増やすことはできなくなり、四面楚歌の状況に陥る可能性がある。このような状況で、今後企業から資金需要が増加した場合、それに対応するのは難しいと考える。次章では、実際に金融機関の貸出が自己資本比率や国債保有とどのような関係にあるのかを分析する。

## 第 4 章 実証分析

前章では、世界的な金融機関に対する規制強化が行われる中で、そのような規制強化が日本の金融機関の貸出行動に大きな影響を与える可能性があり、その結果、金融機関が企業の資金需要した場合、それに対応することは難しいと考えられる。本章ではこれまでの考察を踏まえて、実際に金融機関の貸出が自己資本比率規制や国債保有とどのような関係にあるのかを分析する。

### 4-1 仮説と実証方法

本稿の分析対象となるサンプルは、比較的貸出の推移に乱高下がなかった 2006 年度から金融危機後の 2009 年度までのものである。これは、金融機関が健全といわれる期間と、金融危機という外生的な影響によって不安定であった期間という異なった状況下における BIS 規制の影響を見るためである。これによって、今後 BIS 規制が強化されたのちに金融機関が健全といわれる状況にあっても、BIS 規制が貸出にどのような影響を与えるかを検証できると考える。サンプル数は、貸出項目のデータが存在する都市銀行（以後、都銀）と地方銀行（以後、地銀）の計 435 行である。都銀と地銀の財務データは Financial Quest より収集しているが、都銀と地銀の分類は全国銀行協会の基準に従っている<sup>12</sup>。県別一人当たり所得は、内閣府が公表している国民経済計算よりダウンロード

し、金融機関の本店所在地別に手入力で収集した。2006 年度においては、2006 年 11 月までニューLTCB パートナースとパートナーシップ組んでいた新生銀行を除外している。

自己資本比率、国債保有が金融機関の貸出行動に与える影響をみるために、以下の式によって推計した。

$$Y = \alpha + \beta_1 BIS + \beta_2 BL\_TL + \beta_3 AT + \beta_4 R\_TL + \varepsilon \quad (1)$$

$$Y = \alpha + \beta_1 Tier1\_RWAT + \beta_2 BL\_TL + \beta_3 AT + \beta_4 R\_TL + \varepsilon \quad (2)$$

$$SY = \alpha + \beta_1 BIS + \beta_2 BL\_TL + \beta_3 AT + \beta_4 R\_TL + \varepsilon \quad (3)$$

$$SY = \alpha + \beta_1 BIS + \beta_2 GDP + \beta_3 BL\_TL + \beta_4 AT + \beta_5 R\_TL + \varepsilon \quad (4)$$

(1) の被説明変数 (Y) は 3 種類の変数を用いている。中小企業向貸出 (個人やその他の項目を抜いた中小企業向貸出/資産規模:SL\_AT) と国債保有額 (国債/資産規模:GB\_AT) と中小企業向貸出と国債の代替関係を表す指標 (個人とその他の項目を抜いた中小企業向貸出/(個人とその他の項目を抜いた中小企業向貸出+国債保有額):SL\_(SL+GB)) である。説明変数は、自己資本比率 (BIS) と不良債権額 (リスク管理債権<sup>13</sup> ( /貸出額合計:BL\_TL) と資産額 (AT) と貸出金利 (貸出金利息/貸出額合計:R\_TL) であり、 $\varepsilon$  は誤差項である。また、(1) を基本形として、自己資本比率の余裕度 (自己資本比率から 4%または 8%を差し引いたもの:BIS\_S) と自己資本比率の余裕度の 2 乗 ((BIS\_S)<sup>2</sup>) も用いて推計している。

(2) 式は、(1) と同様の被説明変数を用いている。被説明変数は、Tier1 (Tier1/リスクアセット:Tier1\_RWAT) と (1) 式と同様の変数を用いている。また、(2) 式を基本形として、Tier2 (Tier2/リスクアセット:Tier2\_RWAT) も用いて推計している。

また、(1) の式を、地銀のみのサンプルでも推計している。これは、(1) と (2) 式において需要要因の変数を説明変数としてコントロールするためである。需要要因の変数として、一人当たり県別 GDP (一人当たり県別所得の増加率:GDP) を、本社所在地に当てはめた。そのため、全国展開を行う都銀は除外して算出した。(1) 式と比較するために、(3) 式では地銀のみのサンプルで同様の式によって算出し、(4) 式には一人

当たり県別 GDP を加えて推計した。

また、各年の年次ダミーと自己資本比率規制における国際行基準と国内行基準のダミー、都銀と地銀のダミーを加えて推計している。ただし(3)と(4)式は地銀のみのサンプルによる推計のため、都市銀行と地方銀行のダミーは抜いて推計している。

本稿の分析の目的は、規制が金融機関に対する貸出への影響を明らかにすることであり、貸出と規制強化の対象である自己資本比率、従来から貸出の代替関係にあるといわれている国債の関係を明らかにする。自己資本比率は金融機関の健全性を表す指標である、健全な金融機関ほど貸出を増加させると考えられるため、SL\_AT に対して BIS や BIS\_S の符号は正であることが期待できる。反対に、貸出が国債の代替関係にあると仮定するのであれば、GB\_AT に対して符号は負になることが期待される。また、SL\_ (SL+GB) は中小企業向貸出と国債の代替関係を表す指標であるため、代替関係にある場合には、BIS や BIS\_S の符号は被説明変数が SL\_AT と同様に負符号になると期待される。金融機関にとって不良債権額の増加は、貸出行動を抑制させることにつながるため、SL\_AT に対して BL\_TL の符号は負になることが期待される。反対に、GB\_AT に対して符号は正になることが期待される。

#### 4-2 実証結果

まず、表 2 から表 3 は都銀と地銀の 435 行のサンプルを用いて推計したものである。表 2 から表 3 において、SL\_AT、GB\_AT、SL\_ (SL+GB) の全ての被説明変数に対して、BIS は統計的に有意であった<sup>14</sup>。それは、表 2 において BIS を Tier1 や Tier2 に分解して推計しても同様であり、表 3 において BIS の余裕度や余裕度を 2 乗した変数を加えて推計しても同様であった。ただし、Tier1 と Tier2、自己資本比率の余裕度と自己資本比率の余裕度の 2 乗という 2 変数を同時に入れた場合、両者のどちらか一方が有意であった。しかし、それを踏まえてもこれらの結果は、中小企業向け貸出と国債保有は BIS によって何らかの影響を受けていることを示唆している。符号は、SL\_AT では負であり、GB\_AT では正の符

号であった。また、両者の符号が反対であり、加えて SL\_ (SL+GB) の符号は SL\_AT と同様に負で統計的に有意であった。BIS 比率が高いほど中小企業向貸出の国債に対する比率が低いことを含意するので、中小企業向貸出と国債保有は代替関係であることを示唆している。また、SL\_AT に対して BL\_AT のほとんどは正で統計的に有意であり、有意でない変数も符号は一致していた。このことは期待していた通り、不良債権額が高い金融機関ほど中小企業向貸出が低いことを示している。そして GB\_AT に対しても BL\_TL のほとんどが正に有意であり、有意でない変数も符号は一致していた。これは、不良債権が高い金融機関ほど国債保有割合が高いことを示している。両者を合わせると、不良債権の増加に対しても中小企業向貸出と国債保有は代替関係である可能性が考えられる<sup>15</sup>。

次に地方銀行にサンプルを絞って表 2 と同様の変数で推計した表 4 と、表 4 に一人当たり県別 GDP を加えて推計した表 5 である。その結果、表 4 と表 5 においても表 2 と表 3 と同様の結果が観測でき、中小企業向貸出と国債保有が代替関係であることを示唆している。しかし、表 5 の全てにおいて GDP は有意ではなく、このことは地域に密着した経営を行っている金融機関に、資金需要者側の要因の一つである一人当たり県別 GDP は影響を及ぼしていないことを示唆している。

以上の実証結果から、以下の 2 つのことが示唆される。第一に、貸出行動や国債保有は BIS 規制と深い関係があること。第二に、中小企業向貸出と国債保有は代替関係にあること。これらの結果によって、今後 BIS 規制が強化されることは、①金融機関の貸出は減少する可能性があり、②一方でその代替関係にある国債を増加させることは、レバレッジ規制によって限界がある。結果、③今のままの金融機関では、今後、中小企業における貸出需要が増加しても貸出を行えないばかりか、国債という貸出の代替的な収益源さえも断たれることになり、金融機関は今後苦境に陥る可能性があると考えられる。

## 第 5 章 金融機関の今後の考察

前章では、自己資本比率規制が金融機関の貸出や国債保有に与える影

響を実証分析し、今後の規制の強化が金融機関にどのような影響を与えるかを考察した。その結果、今後の BIS 規制の強化によって、中小企業の資金需要が増加しても貸出を行えないばかりか、国債という貸出の代替的な収益源さえも断たれることになり、金融機関は今後苦境に陥る可能性があると考えられる。それに対して本章では、今後の金融機関のあるべき姿を考察する。

中小企業が海外進出を積極的に行い、競争力を高めるために、今後、資金需要が増加する可能性が高い。その中で金融機関が行うべきことは、①海外進出をする中小企業を情報などの面からも支援し、②その支援による中小企業の成長を通して、利益確保を行うことである。

中小企業白書によれば、海外進出を行った企業が国内金融機関に求めていることとして最も多いのが、「現地の経営に関する情報提供」であった。また国内の中小企業においては、「企業への訪問頻度や経営者との接触頻度の増加」以上に、「業界知識の習得」を企業は求めていると伝えている。このことからわかるように、中小企業は金融機関自身が中小企業の技術や製品を理解し、海外や国内においての情報を提供することを求めている。中小企業自身の技術や製品を理解し、国内外の情報を収集し把握することは、その技術や製品が国内外問わず市場でどのような評価を受けるかを理解することにもつながる。そしてそれは、金融機関が貸出を行う上でも重要となる。金融機関が国内外の市場状況を把握し、中小企業の持つ技術や製品を適正に評価することで、その技術や製品が資金を提供する対象として適正であるか否かも判断できると考える。貸出の結果、中小企業が収益を得ることができれば、貸出金の元本と利息が戻り、その後の中小企業との関係も継続して行えると考ええる。貸出によって安定的に収益を得ることができれば、内部留保も蓄積することが可能になり、BIS 規制における分子である自己資本を増加させることができ、BIS 規制の基準を満たすことができると考える。今後、中小企業の躍進を通して日本経済の競争力を強化し、成長するためにも、金融機関は黒子的な存在としてサポートすることが求められると考える。

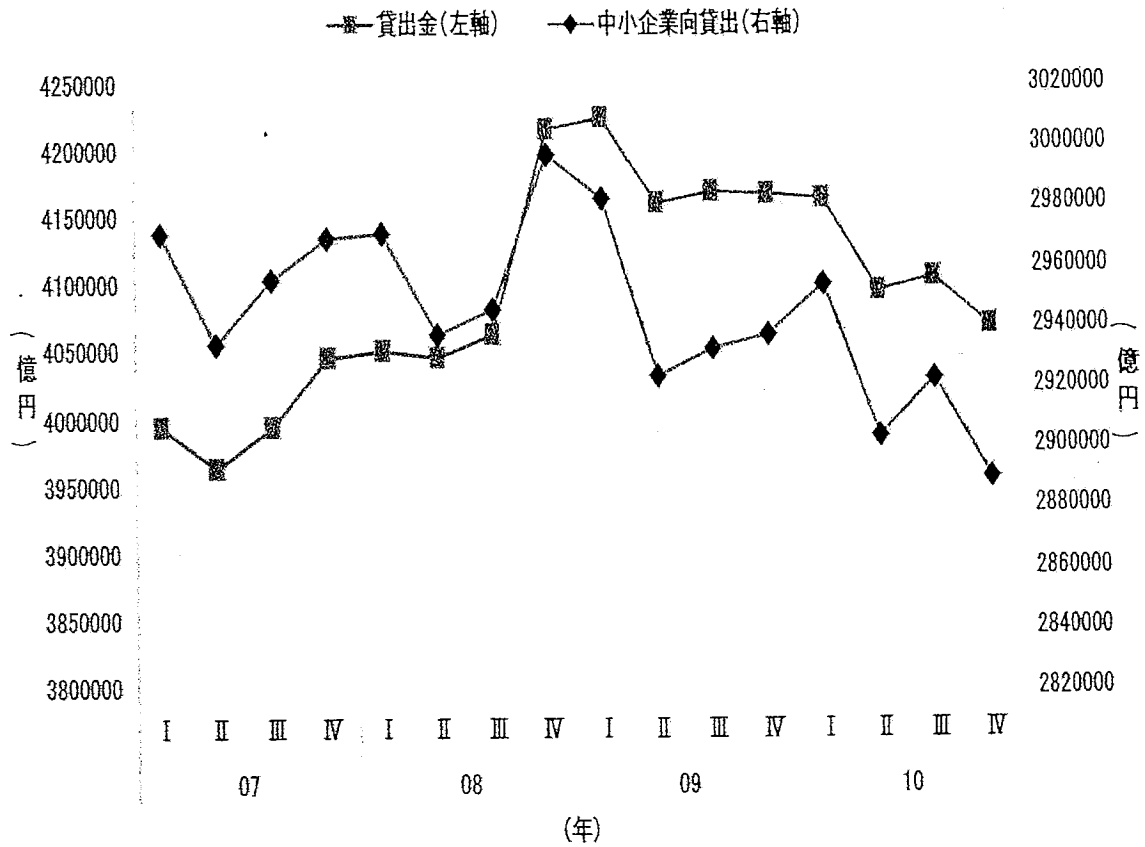
## 第6章 おわりに

現在、日本経済は不安定期にある。金融危機から派生した景気低迷は、アジア諸国の台頭による輸出増加によって回復していたが、円高の影響や中国や台湾、韓国などのアジア諸国との競争激化などにより、現在は景気や企業業績の回復は鈍化している。そのような浮き沈みの激しい不安定な経済状況の中で、日本経済が競争力を身につけ成長するために重要な存在が中小企業である。中小企業は、高い技術を持って積極的に新市場の開拓を行っており、中堅中小企業の海外現地法人が増加させるなど、その存在感はましている。そのような中小企業は、我が国において信用力や資本が乏しく、設備投資だけでなく操業していく上で金融機関との取引が必要になる。現在は、金融機関の中小企業向け貸出は減少傾向にある。その理由として、設備投資の減少などによる資金需要の低下が大きい。しかし、2008年から前年同期比で低下傾向にあった設備投資や運転資金の需要は、2009年に入ってから足元で上昇しており、国内外で「新製品・製品高度化」を目的とした将来の成長に向けた投資を考えている企業は多い。そのため、今後資金需要が増加する可能性は高い。

そんな中で、金融危機の反省から BIS 規制の強化が行われることになった。過去に BIS 規制が強化された時、日本の金融機関は基準を満たすために貸出を減少させ、国債保有を増加させたと言われている。そのため BIS 規制が強化される場合、資金需要が今後増加しても、金融機関がそれに応えることが難しくなる可能性がある。実際に実証研究を行った結果、貸出や国債は BIS と深い関係にあり、貸出と国債は代替関係にあることがわかった。このことから、今後 BIS 規制が強化された場合、企業側の資金需要の増加に対応できなくなるだけでなく、金融機関自体の存続にも影響を与える可能性があると考えられる。そのため金融機関は、①海外進出をする中小企業を情報などの面からも支援し、②その支援による中小企業の成長を通して、利益確保を行い、自己資本を蓄えることが必要となると考える。中小企業の躍進を通して日本経済の競争力が強化し、成長するためにも、金融機関は黒子的な存在としてサポートすることが求められると考える<sup>16</sup>。

図表

図1 金融機関における貸出合計と中小企業向貸出の推移

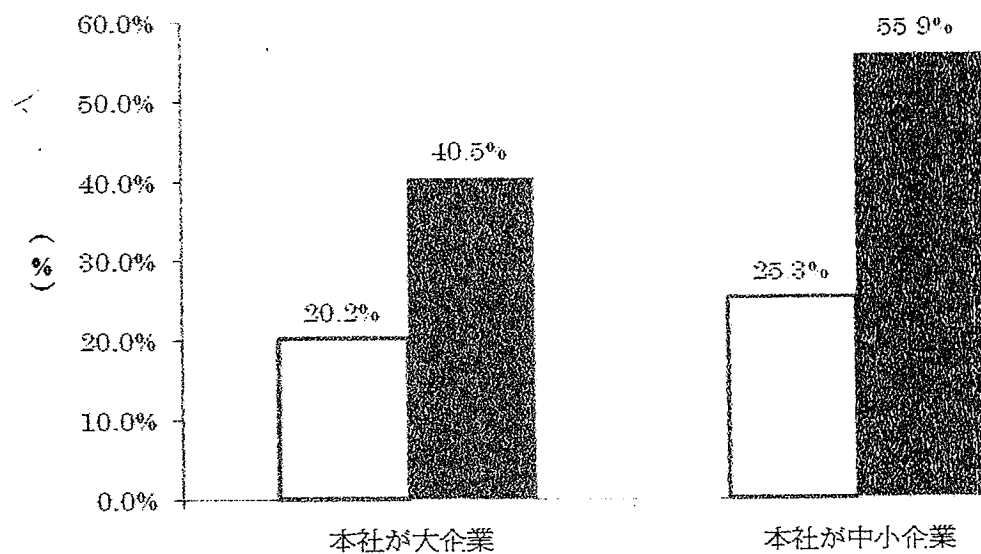


出所：日本銀行HPより筆者作成

図2 海外進出をする中小企業の資金調達方法

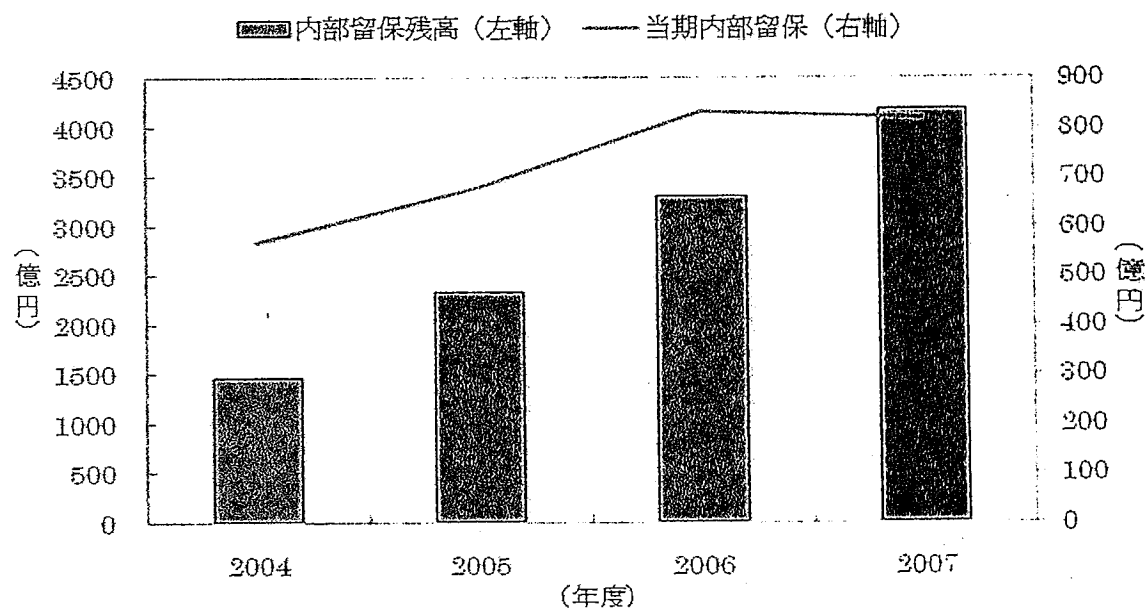
□主に現地金融機関から資金調達を行っている。

■現地資金は主に本社からの資金送金でまかなっており現地での資金調達はほとんど行っていない。



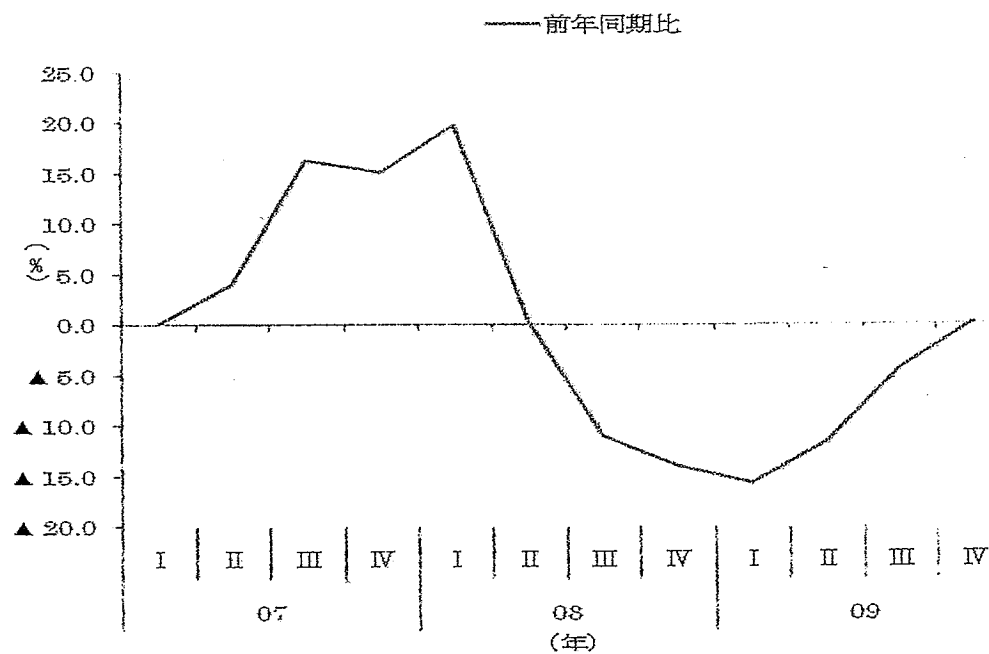
出所：『中小企業白書(2010)』より筆者作成

図3 海外現地法人の内部留保額の推移



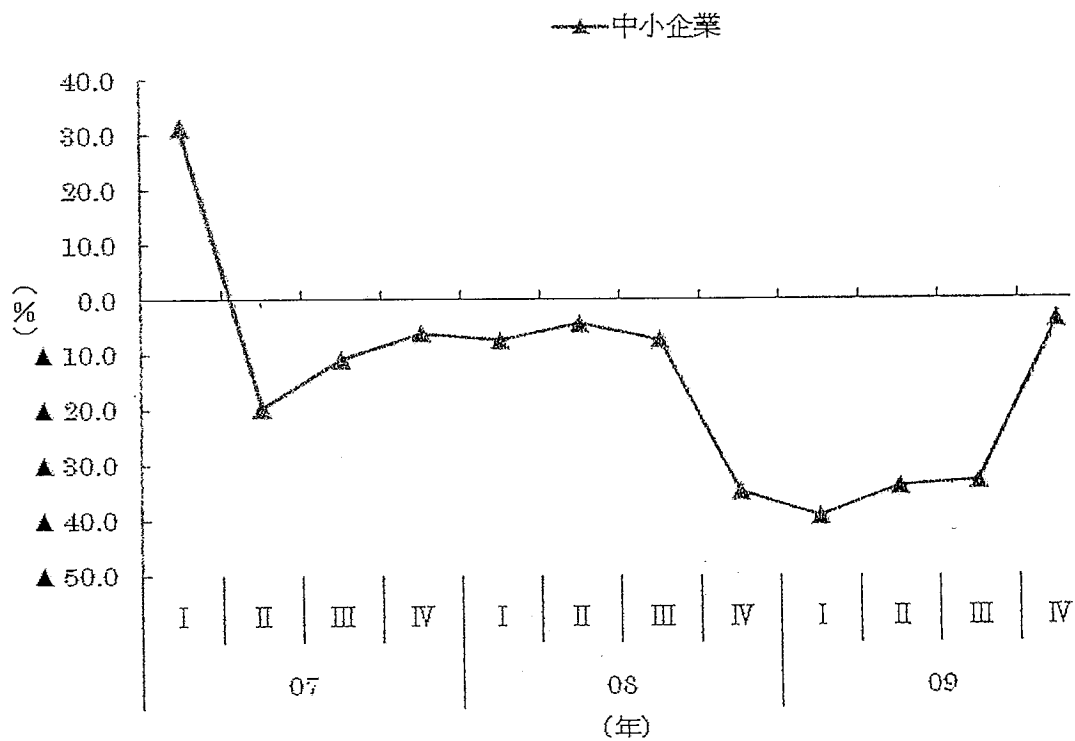
出所：『中小企業白書（2010）』より筆者作成

図4 運転資金の需要の推移



出所：『中小企業白書（2010）』より筆者作成

図5 企業規模別の設備投資額の推移



出所：『中小企業白書（2010）』より筆者作成

表1 記述統計

|                      | 平均      | 標準偏差     | 最大        | 最少     |
|----------------------|---------|----------|-----------|--------|
| SL_TL                | 17.81   | 36.88    | 291.81    | 0.99   |
| GB_TL                | 9.77    | 3.59     | 25.33     | 3.01   |
| SL_(SL+GB)           | 75.72   | 9.93     | 93.98     | 39.56  |
| BIS                  | 10.27   | 1.80     | 19.55     | 2.17   |
| BIS_S                | 5.88    | 1.76     | 15.55     | -1.83  |
| (BIS_S) <sup>2</sup> | 37.68   | 22.88    | 241.80    | 0.79   |
| Tier1_RWAT           | 8.08    | 2.22     | 18.93     | 1.09   |
| Tier2_RWAT           | 2.44    | 1.37     | 7.35      | 0.40   |
| BL_TL                | 4.37    | 1.97     | 13.72     | 0.00   |
| AT                   | 6113605 | 18456982 | 148971788 | 232291 |
| R_TL                 | 2.21    | 0.36     | 3.63      | 1.13   |
| GDP                  | 0.73    | 1.91     | 11.39     | -3.86  |

表 2-1

| Independent Variable | 2006:03-2009:03              |     |       |     |       |     |
|----------------------|------------------------------|-----|-------|-----|-------|-----|
|                      | (FY2005-2008)                |     |       |     |       |     |
|                      | Small Business Loans (SL_AT) |     |       |     |       |     |
| BIS                  | -0.94                        | **  |       |     |       |     |
| BIS_S                |                              |     | -0.94 | **  | 1.37  |     |
| (BIS_S) <sup>2</sup> |                              |     |       |     | -0.18 | *   |
| BL_TL                | -0.69                        | *   | -0.69 | *   | -0.50 |     |
| AT                   | 0.00                         | *** | 0.00  | *** | 0.00  | *** |
| R_TL                 | -5.43                        | *** | -5.43 | *** | -5.58 | *** |
| Year dummies         | Yes                          |     | Yes   |     | Yes   |     |
| Bank Type dummies    | Yes                          |     | Yes   |     | Yes   |     |
| Basel dummies        | Yes                          |     | Yes   |     | Yes   |     |
| Adj_R <sup>2</sup>   | 0.88                         |     | 0.88  |     | 0.88  |     |

\*は 10%水準で統計的に有意。

\*\*は 5%水準で統計的に有意。

\*\*\*は 1%水準で統計的に有意。

(注)

・被説明変数は資産額で割った比率である。

・BIS\_S は BIS 比率から国際基準行は 8% (国内基準行は 4%) を引いた値。

表 2-2

| Independent Variable | 2006:03-2009:03<br>(FY2005-2008) |           |           |  |
|----------------------|----------------------------------|-----------|-----------|--|
|                      | Government Bond/Assets (GB_AT)   |           |           |  |
|                      |                                  |           |           |  |
| BIS                  | 0.53 ***                         |           |           |  |
| BIS_S                |                                  | 0.53 **   | -0.12     |  |
| (BIS_S) <sup>2</sup> |                                  |           | 0.05 **   |  |
| BL_TL                | 0.32 **                          | 0.32 ***  | 0.26 **   |  |
| AT                   | 0.00                             | 0.00      | 0.00 **   |  |
| R_TL                 | -1.80 ***                        | -1.80 *** | -1.76 *** |  |
| Year dummies         | Yes                              | Yes       | Yes       |  |
| Bank Type dummies    | Yes                              | Yes       | Yes       |  |
| Basel dummies        | Yes                              | Yes       | Yes       |  |
| Adj_R <sup>2</sup>   | 0.14                             | 0.14      | 0.14      |  |

\*は 10%水準で統計的に有意。

\*\*は 5%水準で統計的に有意。

\*\*\*は 1%水準で統計的に有意。

(注)

・被説明変数は資産額で割った比率である。

・BIS\_S は BIS 比率から国際基準行は 8% (国内基準行は 4%) を引いた値。

表 2-3

| Independent Variable | 2004:03-2009:03                              |           |          |  |
|----------------------|----------------------------------------------|-----------|----------|--|
|                      | EY2005-2008                                  |           |          |  |
|                      | Small Loans/(Small Loans + Government bonds) |           |          |  |
| BIS                  | -2.15 ***                                    |           |          |  |
| BIS_S                |                                              | -2.15 *** | -0.40    |  |
| (BIS_S) <sup>2</sup> |                                              |           | -0.13 ** |  |
| BL_TL                | -0.38                                        | -0.38     | -0.24    |  |
| AT                   | 0.00 ***                                     | 0.00 ***  | 0.00 *** |  |
| R_TL                 | 4.25 ***                                     | 4.25 ***  | 4.14 *** |  |
| Year dummies         | Yes                                          | Yes       | Yes      |  |
| Bank Type dummies    | Yes                                          | Yes       | Yes      |  |
| Basel dummies        | Yes                                          | Yes       | Yes      |  |
| Adj_R <sup>2</sup>   | 0.40                                         | 0.40      | 0.40     |  |

\*は 10%水準で統計的に有意。

\*\*は 5%水準で統計的に有意。

\*\*\*は 1%水準で統計的に有意。

(注)

・被説明変数は資産額で割った比率である。

表 3-1

| Independent Variable | 2006:03-2009:03              |     |       |     |       |     |       |     |
|----------------------|------------------------------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|                      | (FY2005-2008)                |     |       |     |       |     |       |     |
|                      | Small Business Loans (SL_AT) |     |       |     |       |     |       |     |
| BIS                  | -0.94                        | **  |       |     |       |     |       |     |
| Tier1_RWAT           |                              |     | -0.90 | *** |       |     | -0.42 |     |
| Tier2_RWAT           |                              |     |       |     | 1.58  | *** | 1.07  |     |
| BL_TL                | -0.69                        | *   | -0.73 | *   | -0.57 |     | -0.67 | *   |
| AT                   | 0.00                         | *** | 0.00  | *** | 0.00  | *** | 0.00  | *** |
| R_TL                 | -5.43                        | *** | -5.24 | **  | -3.91 | **  | -4.51 | **  |
| Year dummies         | Yes                          |     | Yes   |     | Yes   |     | Yes   |     |
| Bank Type dummies    | Yes                          |     | Yes   |     | Yes   |     | Yes   |     |
| Basel dummies        | Yes                          |     | Yes   |     | Yes   |     | Yes   |     |
| Adj_R <sup>2</sup>   | 0.88                         |     | 0.88  |     | 0.88  |     | 0.88  |     |

\*は 10%水準で統計的に有意。

\*\*は 5%水準で統計的に有意。

\*\*\*は 1%水準で統計的に有意。

(注)

・被説明変数は資産額で割った比率である。

表 3-2

| Independent Variable | 2006:03-2009:03                |     |       |     |       |     |       |     |
|----------------------|--------------------------------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|                      | (FY2005-2008)                  |     |       |     |       |     |       |     |
|                      | Government Bond/Assets (GB_AT) |     |       |     |       |     |       |     |
| BIS                  | 0.53                           | *** |       |     |       |     |       |     |
| Tier1_RWAT           |                                |     | -0.90 | *** |       |     | -0.42 |     |
| Tier2_RWAT           |                                |     |       |     | 1.58  | *** | 1.07  |     |
| BL_TL                | 0.32                           | **  | -0.73 | *   | -0.57 |     | -0.67 | *   |
| AT                   | 0.00                           |     | 0.00  | *** | 0.00  | *** | 0.00  | *** |
| R_TL                 | -1.80                          | *** | -5.24 | **  | -3.91 | **  | -4.51 | **  |
| Year dummies         | Yes                            |     | Yes   |     | Yes   |     | Yes   |     |
| Bank Type dummies    | Yes                            |     | Yes   |     | Yes   |     | Yes   |     |
| Basel dummies        | Yes                            |     | Yes   |     | Yes   |     | Yes   |     |
| Adj_R <sup>22</sup>  | 0.14                           |     | 0.88  |     | 0.88  |     | 0.88  |     |

\*は 10%水準で統計的に有意。

\*\*は 5%水準で統計的に有意。

\*\*\*は 1%水準で統計的に有意。

(注)

・被説明変数は資産額で割った比率である。

表 3-3

| Independent Variable | 2006:03-2009:03<br>(FY2005-2008)                             |           |          |           |
|----------------------|--------------------------------------------------------------|-----------|----------|-----------|
|                      | Small Loans/(Small Loans + Government bonds)<br>(SL_(SL+GB)) |           |          |           |
|                      |                                                              |           |          |           |
| BIS                  | -2.15 ***                                                    |           |          |           |
| Tier1_RWAT           |                                                              | -1.37 *** |          | -2.00 *** |
| Tier2_RWAT           |                                                              |           | 1.01 *** | -1.42 *** |
| BL_TL                | -0.38                                                        | -0.19     | 0.24     | -0.26     |
| AT                   | 0.00 ***                                                     | 0.00 ***  | 0.00 *** | 0.00 ***  |
| R_TL                 | 4.25 ***                                                     | 5.56 ***  | 7.44 *** | 4.59 ***  |
| Year dummies         | Yes                                                          | Yes       | Yes      | Yes       |
| Bank Type dummies    | Yes                                                          | Yes       | Yes      | Yes       |
| Basel dummies        | Yes                                                          | Yes       | Yes      | Yes       |
| Adj_R <sup>2</sup>   | 0.40                                                         | 0.39      | 0.33     | 0.40      |

\*は 10%水準で統計的に有意。

\*\*は 5%水準で統計的に有意。

\*\*\*は 1%水準で統計的に有意。

(注)

・被説明変数は資産額で割った比率である。

表 4-1

| Independent Variable | 2006:03-2009:03              |           |           |  |
|----------------------|------------------------------|-----------|-----------|--|
|                      | (FY2005-2008)                |           |           |  |
|                      | Small Business Loans (SL_AT) |           |           |  |
| BIS                  | -0.70 ***                    |           |           |  |
| BIS_S                |                              | -0.70 *** | 0.27      |  |
| (BIS_S) <sup>2</sup> |                              |           | -0.08 *** |  |
| BL_TL                | -0.12 *                      | -0.12 *   | -0.05     |  |
| AT                   | 0.00 ***                     | 0.00 ***  | 0.00 ***  |  |
| R_TL                 | -0.10                        | -0.10     | -0.18     |  |
| Year dummies         | Yes                          | Yes       | Yes       |  |
| Basel dummies        | Yes                          | Yes       | Yes       |  |
| Adj_R <sup>2</sup>   | 0.9291                       | 0.9291    | 0.931     |  |

\*は 10%水準で統計的に有意。

\*\*は 5%水準で統計的に有意。

\*\*\*は 1%水準で統計的に有意。

(注)

・被説明変数は資産額で割った比率である。

・BIS\_S は BIS 比率から国際基準行は 8% (国内基準行は 4%) を引いた値。

表 4-2

| Independent Variable | 2006:03-2009:03<br>(FY2005-2008) |          |          |  |
|----------------------|----------------------------------|----------|----------|--|
|                      | Government Bond/Assets (GB_AT)   |          |          |  |
|                      |                                  |          |          |  |
| BIS                  | 0.60 ***                         |          |          |  |
| BIS_S                |                                  | 0.60 *** | -1.00 ** |  |
| (BIS_S) <sup>2</sup> |                                  |          | 0.13 *** |  |
| BL_TL                | 0.35 ***                         | 0.35 *** | 0.23 **  |  |
| AT                   | 0.00                             | 0.00     | 0.00     |  |
| R_TL                 | -1.33 **                         | -1.33 ** | -1.21 ** |  |
| Year dummies         | Yes                              | Yes      | Yes      |  |
| Basel dummies        | Yes                              | Yes      | Yes      |  |
| Adj_R <sup>2</sup>   | 0.105876                         | 0.105876 | 0.13666  |  |

\*は 10%水準で統計的に有意。

\*\*は 5%水準で統計的に有意。

\*\*\*は 1%水準で統計的に有意。

(注)

- ・被説明変数は資産額で割った比率である。
- ・BIS\_S は BIS 比率から国際基準行は 8% (国内基準行は 4%) を引いた値。

表 4-3

| Independent Variable | 2006:03-2009:03                              |          |     |           |
|----------------------|----------------------------------------------|----------|-----|-----------|
|                      | (FY2005-2008)                                |          |     |           |
|                      | Small Loans/(Small Loans + Government bonds) |          |     |           |
|                      | (SL_(SL+GB))                                 |          |     |           |
| BIS                  | -2.30                                        | ***      |     |           |
| BIS_S                |                                              | -2.30    | *** | 2.06 **   |
| (BIS_S) <sup>2</sup> |                                              |          |     | -0.36 *** |
| BL_TL                | -0.46 *                                      | -0.46 *  |     | -0.13     |
| AT                   | 0.00 *                                       | 0.00 *   |     | 0.00      |
| R_TL                 | 3.47 ***                                     | 3.47 *** |     | 3.15 **   |
| Year dummies         | Yes                                          | Yes      |     | Yes       |
| Basel dummies        | Yes                                          | Yes      |     | Yes       |
| Adj_R <sup>2</sup>   | 0.23                                         | 0.23     |     | 0.27      |

\*は 10%水準で統計的に有意。

\*\*は 5%水準で統計的に有意。

\*\*\*は 1%水準で統計的に有意。

(注)

・被説明変数は資産額で割った比率である。

・BIS\_S は BIS 比率から国際基準行は 8% (国内基準行は 4%) を引いた値。

表 5-1

| Independent Variable | 2006:03-2009:03              |           |           |  |
|----------------------|------------------------------|-----------|-----------|--|
|                      | (FY2005-2008)                |           |           |  |
|                      | Small Business Loans (SL_AT) |           |           |  |
| BIS                  | -0.70 ***                    |           |           |  |
| BIS_S                |                              | -0.70 *** | 0.28      |  |
| (BIS_S) <sup>2</sup> |                              |           | -0.08 *** |  |
| GDP                  | -0.04                        | -0.04     | -0.05     |  |
| BL_TL                | -0.13 *                      | -0.13 *   | -0.05     |  |
| AT                   | 0.00 ***                     | 0.00 ***  | 0.00 ***  |  |
| R_TL                 | -0.09                        | -0.09     | -0.17     |  |
| Year dummies         | Yes                          | Yes       | Yes       |  |
| Basel dummies        | Yes                          | Yes       | Yes       |  |
| Adj_R <sup>2</sup>   | 0.93                         | 0.93      | 0.93      |  |

\*は 10%水準で統計的に有意。

\*\*は 5%水準で統計的に有意。

\*\*\*は 1%水準で統計的に有意。

(注)

・被説明変数は資産額で割った比率である。

・BIS\_S は BIS 比率から国際基準行は 8% (国内基準行は 4%) を引いた値。

表 5-2

| Independent Variable | 2006:03-2009:03<br>(FY2005-2008) |          |           |  |
|----------------------|----------------------------------|----------|-----------|--|
|                      | Government Bond/Assets (GB_AT)   |          |           |  |
|                      |                                  |          |           |  |
| BIS                  | 0.61 ***                         |          |           |  |
| BIS_S                |                                  | 0.61 *** | -1.00 **  |  |
| (BIS_S) <sup>2</sup> |                                  |          | 0.13 ***  |  |
| GDP                  | -0.03                            | -0.03    | -0.02     |  |
| BL_TL                | 0.35 ***                         | 0.35 *** | 0.23 ***  |  |
| AT                   | 0.00                             | 0.00     | 0.00      |  |
| R_TL                 | -1.32 **                         | -1.32 ** | -1.21 *** |  |
| Year dummies         | Yes                              | Yes      | Yes       |  |
| Basel dummies        | Yes                              | Yes      | Yes       |  |
| Adj_R <sup>2</sup>   | 0.10                             | 0.10     | 0.13      |  |

\*は 10%水準で統計的に有意。

\*\*は 5%水準で統計的に有意。

\*\*\*は 1%水準で統計的に有意。

(注)

・被説明変数は資産額で割った比率である。

・BIS\_S は BIS 比率から国際基準行は 8% (国内基準行は 4%) を引いた値。

表 5-3

| Independent Variable | 2006:03-2009:03                                              |           |           |
|----------------------|--------------------------------------------------------------|-----------|-----------|
|                      | (FY2005-2008)                                                |           |           |
|                      | Small Loans/(Small Loans + Government bonds)<br>(SL_(SL+GB)) |           |           |
| BIS                  | -2.30 ***                                                    |           |           |
| BIS_S                |                                                              | -2.30 *** | 2.07 **   |
| (BIS_S) <sup>2</sup> |                                                              |           | -0.36 *** |
| GDP                  | -0.03                                                        | -0.03     | -0.06     |
| BL_TL                | -0.46 *                                                      | -0.46 *   | -0.13     |
| AT                   | 0.00 *                                                       | 0.00 *    | 0.00      |
| R_TL                 | 3.47 ***                                                     | 3.47 ***  | 3.16 **   |
| Year dummies         | Yes                                                          | Yes       | Yes       |
| Basel dummies        | Yes                                                          | Yes       | Yes       |
| Adj_R <sup>2</sup>   | 0.23                                                         | 0.23      | 0.27      |

\*は 10%水準で統計的に有意。

\*\*は 5%水準で統計的に有意。

\*\*\*は 1%水準で統計的に有意。

(注)

- ・被説明変数は資産額で割った比率である。
- ・BIS\_S は BIS 比率から国際基準行は 8% (国内基準行は 4%) を引いた値。

## 注釈

注意 1：卸売・小売・リース・企業向けサービス業を足して、非製造業としている。

注意 2：海外進出を厳密にいうと、直接輸出及び、間接輸出、直接投資、業務提携である。

注意 3：中小企業の存在は海外でも注目されており、APEC 中小企業サミットにおいて「中小企業は、雇用やイノベーションの源としてアジア太平洋地域の均衡ある成長、持続可能な成長、革新的な成長、あまねく広がる成長に貢献している」という共通認識が発表された。

注意 4：日本政策金融公庫の調べによれば、輸出を行う中小企業が円高によってマイナスの影響を受けた割合は、2008 年 2 月には 26.1%であるに対して、2009 年 2 月には 53.8%に増加しており、2010 年現在も 40%後半の水準にある。

注意 3：海外進出を行わない企業も存在するという意見や、中堅・中小企業に占める海外現地法人を保有する企業数は依然少ないという意見もあるであろう。しかし、現地法人を保有する中堅中小企業は増加している。2004 年と比較して 2008 年では、中堅製造業で 3%、中小製造業で 2%と保有割合を伸ばしている。また、2004 年から比較して製造業は国際化（現地法人と輸出）を「条件が整えば行いたい」と答える企業は 17.9%に上り、今後も海外進出を行う企業は増える可能性は高い。

注意 5：また、商工中金が行った調査によれば、中小企業が海外進出を行う理由として、「現地市場の開拓・拡大」や「第三者国への輸出」といった答えが大幅に増加する一方で、「取引先からの要請」や「取引先の海外展開への自主的な追従」というこたえは低下していた。このことから、中小企業が積極的な海外進出を行っていることがわかる。

注意 6：貸出の増加の理由としては、中小企業支援策である信用保証制度の存在が考えられるが、本稿では金融機関の規制が貸出に与える影響を分析することを目的としているため論じない。信用保証制度の貸出に対する影響については、安田（2010）を参照のこと。

注意 7：BIS 規制とは、国際業務を行う自己資本比率に関する国際統一基準のことで、バーゼル合意ともいう。国内業務を行う金融機関にたいしても、自己資本比率の基準が設定され、日本では 4%の最低自己資本比率が求められている。本稿では、1990 年代に設定され、近年まで使用されていた自己資本比率規制を BIS 規制またはバーゼルⅡ、今回決定された新しい自己資本比率規制を新 BIS 規制またはバーゼルⅢに統一する。

注意 8：「貸し渋り」とは、金融機関が経営安定など自己の理由を優先し、企業に対する融資を控えることである。一方で「貸しはがし」とは、金利の上積みや返済期限の短縮を求め、融資を強制的に回収することをいう。バブル崩壊後の 1990 年代半ばの日本で、巨額の不良債権を抱えた金融機関が「貸しはがし」や「貸し渋り」を行った結果、資金繰りの悪化による企業の連鎖倒産があいつぎ、社会問題ともなった。

注意 9：他にも流動性規制の導入もバーゼルⅢにおいて含まれている。

注意 10：この 2.5%の上乗せは国際的な営業活動を行っていない金融機関にはかされることはないが、今後取引先である中小企業をはじめとした企業が海外へ進出する中で、今後、金融機関自体も海外展開を求めら

れる可能性があり、国内業務のみの金融機関にも人ごとであるとはいえないと考える。

注意 11：キャピタル・クランチとは、金融機関の資金不足によっておきる金融閉塞のことであり、「貸し渋り」や「貸しはがし」などの現象が入る。

注意 12：新生銀行とあおぞら銀行においては、全国銀行協会において地銀と都銀に分類されていなかったため、都市銀行に分類している。

注意 13：リスク管理債権は、破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額の合計によって算出している。

注意 14：たとえば、表 2-1 において、SL\_AT に対して BIS の係数は -0.94 で有意であった。これは、BIS が 1% 増加した時に、金融機関は貸出を 0.94% 低下させることを意味している。もう一方で、表 2-2 において、GB\_AT に対して BIS の係数は +0.53 で有意であった。サンプルにおいて、中小企業向貸出の平均は 1 兆 2838 億円、国債保有額の平均は 6943 億である。そのため、自己資本比率が 1% 上昇した場合、金額にして中小企業向貸出は 120 億、国債保有額は 36 億円増加することを意味している。そのため、BIS が両者に与える影響は大きく、特に中小企業向貸出へ与える影響が大きいことから、経済的に有意であると考えられる。

注意 15：表 2 において、自己資本比率の余裕度とそれに加えて自己資本比率の余裕度の 2 乗を加えて推計している。これは、この回帰式が非線形である可能性を考慮に入れるためである。全ての被説明変数において、BIS\_S と  $(BIS\_S)^2$  の両方を加えて推計した結果、 $(BIS\_S)^2$  においては有意であった。表 2-1 においては SL\_AT、表 2-3 においては SL\_(SL+GB) に対しては負の符号、表 2-2 においては GB\_AT に対しては正の符号であ

った。これらを平方完成すると、表 2-1 における SL\_AT に対しては  $x = -6$  を頂点にもつ上に凸型の非線形となる。そのため、やはり自己資本比率が高い金融機関ほど中小企業向貸出が低いことを示している。一方で表 2-3 における GB\_AT に対しては  $x = 10$  を頂点にもつ下に凸型の非線形になる。やはり同様に、自己資本比率が高い金融機関ほど国債保有が高いことを示している。このことから、貸出と国債保有が代替関係にあることもわかる。

注意 16: このような金融機関による支援は、海外進出を行う中小企業以外にも、国内で技術開発や製品開発を行う中小企業に対しても有効であると考えられる。

## 参考資料

- (1)小野有人 (2007)『新時代の中小企業金融』(東洋経済新報社)
- (2) 関辰一 (2010)『アジア・マンスリー 11月号』
- (3)中小企業庁 (各年度)『中小企業白書』
- (4)ものづくり白書 (各年度)『ものづくり白書』
- (5)三菱東京 UFJ (2010)「拡がるわが国中堅中小企業の海外展開」  
[www.bk.mufg.jp/report/ecoinf2010/report\\_jp\\_20101110.pdf](http://www.bk.mufg.jp/report/ecoinf2010/report_jp_20101110.pdf)
- (6)三菱東京 UFJ (2010)「内外経済の見通し～世界経済の潮流 新年の世界経済展望と日本経済の成長戦略～」  
[www.bk.mufg.jp/report/ecolook2010/20101119.1.pdf](http://www.bk.mufg.jp/report/ecolook2010/20101119.1.pdf)
- (7)安楽城大作 (2008)  
「日本経済における中小企業の役割と中小企業政策」  
[www.ec.kagawa-u.ac.jp/~tetsuta/jeps/no4/Araki.pdf](http://www.ec.kagawa-u.ac.jp/~tetsuta/jeps/no4/Araki.pdf)
- (8)金融研究レポート (2010)  
「バーゼルⅢ導入、国内銀行に課題多し」  
[www.jcer.or.jp/report/research\\_paper/pdf/101108.pdf](http://www.jcer.or.jp/report/research_paper/pdf/101108.pdf)
- (9)APEC 中小企業サミット (2010)  
「APEC 中小企業サミット 総括」  
[www.apec-smesummit2010.com/ja/program/summary\\_ja.pdf](http://www.apec-smesummit2010.com/ja/program/summary_ja.pdf)
- (10)福田慎一・粕谷宗久・中島上智 (2005)  
「非上場企業に「追い貸し」は存在したか？」  
[www.boj.or.jp/type/ronbun/ron/wps/data/wp05j09.pdf](http://www.boj.or.jp/type/ronbun/ron/wps/data/wp05j09.pdf)
- (11)福田慎一・粕谷宗久・中島上智 (2005)  
「非上場企業の設備投資の決定要因：. 金融機関の健全性および過剰債務問題の影響」  
[www.boj.or.jp/type/ronbun/ron/wps/data/wp05j02.pdf](http://www.boj.or.jp/type/ronbun/ron/wps/data/wp05j02.pdf)

(12)財務省 HP

<http://www.mof.go.jp/index.htm>

(13)内閣府 HP

<http://www.cao.go.jp/>

(14) 経済産業省 HP

<http://www.meti.go.jp/>

(15)日本銀行 HP

<http://www.boj.or.jp/>

(16)全国銀行協会 HP

<http://www.zenginkyo.or.jp/>

(17)朝日新聞（各年度）「朝日新聞」

<http://www.asahi.com/>

(18)日本経済新聞（各年度）「日本経済新聞」

<http://www.nikkei.co.jp/>